

# 関島社会保険労務士事務所便り

2012年  
6月号

社会保険労務士・行政書士  
関島康郎

〒125-0041  
東京都葛飾区東金町2-7-12  
電話：03-3609-7668  
FAX：03-3609-5010  
HP：<http://www.srseki.info>



## 年金事務所からの「呼び出し」審査

### 算定基礎届の審査

健康保険と厚生年金保険(社会保険)の標準報酬月額を算定する算定基礎届の提出にあたって、「呼び出し審査」が正式に再開されました。昨年、呼び出されなかった事業所は今年度以降逐次呼び出され、審査を受けることとなります。但し、「健保組合」加入の事業所は除かれます。

審査では、前年7月以降の賃金台帳、出勤簿、直近の源泉所得税納付領収書などの提示が求められます。

審査の主な目的は言うまでもなく標準報酬月額の算定が規定どおり行われているかです。

### 年間平均より2等級以上の差のとき

標準報酬月額の算定は、原則として4月～6月(給与支払い基礎日数が17日以上あることが必要)の報酬額をもとに算出します。但し、昨年度よりこの取扱いが若干修正され、前年7月～当年6月までの1年間月平均標準によって算定した標準報

酬月額と比べて2等級以上の差があり、この差が業務上、例年発生することが見込まれる場合、過去1年間の月平均報酬額によって算定することになっています。

### 社会保険に加入させるべき者

事業主は、①その事業所の通常の労働者の労働時間・労働日数のおおむね3/4以上勤務しており、②常用的な雇用関係がある従業員については、社会保険に加入させなければなりません。

健康保険料や厚生年金保険料の負担が事業主に重くのしかかっていることから、本来なら社会保険に加入させなければならない者を、アルバイト等としてその負担を免れている会社や事業所も少なくありません。こうした場合、その是正を求められることがあります。



# 健康保険の被扶養者の範囲と条件

## 健康保険の被扶養者のメリット

国民健康保険の保険料には所得に比例する部分（所得割）と、世帯人数に比例する部分（均等割）がありますが、健康保険の被保険者は、被扶養者が増えても保険料は増えません。しかも、健康保険の保険料は半額が会社負担です。さらに、60歳未満の被扶養配偶者は国民年金の第3号被保険になり、国民年金の保険料（月額約15,000円）を払わなくても国民年金に加入していることとなります。

そのため、健康保険の被扶養者となるには、その範囲と条件が決められています。

## 被扶養者の範囲は三親等内親族

健康保険の被扶養者となれる人の範囲は三親等内の親族（図参照）です。親族には被保険者の血族のほか、婚姻や養子縁組によって親族となる姻族も入ります。但し、75歳以上の長寿（後期高齢者）医療制度の被保険者は除きます。

## 条件1 生計維持関係があること

被扶養者となるには被保険者本人との生計維持関係が必要です。具体的には被扶養者の年収が130万円（60歳以上及び障害者180万円）未満で、かつ被保険者の年収の半分未満であることが必要です。

別居中の子などに仕送りをしている場合は、子の年収が130万円未満でかつ仕送り額より低額である場合に被扶養者と認定されます。

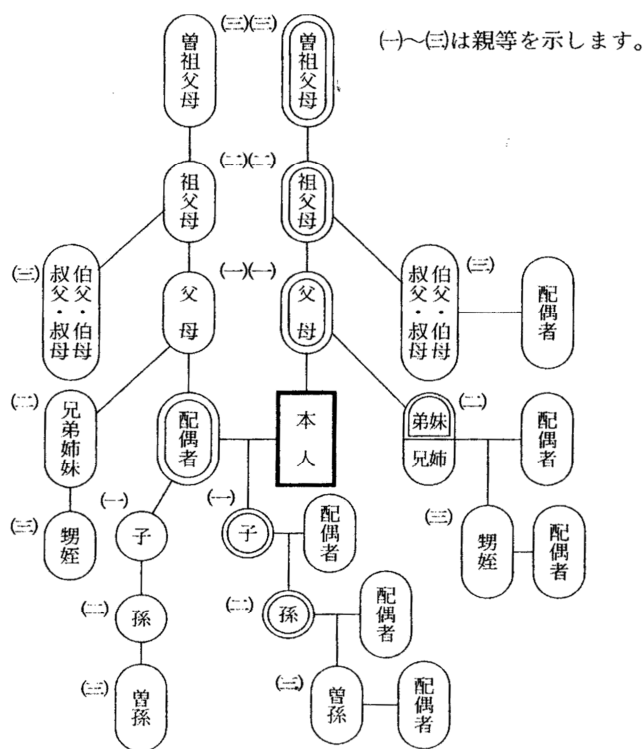
被扶養者の認定の際の年収には、雇用保険の失業給付や健康保険の傷病手当金、公

的年金も含まれます。被扶養認定対象者が失業給付を受けている場合は日額3611円以下に限られます。収入の証明は、源泉徴収票や市区町村で交付する（非）課税証明などで行います。

## 条件2 配偶者の父母などとは同一世帯であること

被保険者の兄姉、配偶者の父母や祖父母などの親族が被扶養者となるためには、生計維持関係とともに被保険者と同一世帯にあることが必要です。

## 健康保険の被扶養者の範囲



- ① 主として被保険者により生計を維持すれば被扶養者になれる者
- ② 同一世帯に属し、主として被保険者により生計を維持すれば被扶養者になれる者

# 労災保険未加入中の労災事故

私が勤める事業所は労災保険に加入しておりません。私が仕事中や通勤途中に事故にあった時はどうなるのでしょうか。

## 未加入であっても補償される

労災保険は、原則として労働者を一人でも使用していれば、労災保険に加入している加入していないにかかわらず、法律上当然に適用するとされています。したがって、会社や事業所が労災保険に未加入であっても、労働者が業務上災害や通勤災害で事故にあったときは労災保険からの給付を受けることができます。労災保険の給付申請は会社の証明が無くても労働基準監督署（労基署）に行うことができます。

## 会社にはペナルティが課せられます

### (1) 2年間分の保険料が徴収される

会社が労災保険未加入中に労災事故が起きた場合、労基署は当然調査を行います。その結果、監督署が労災と認め、保険給付を行った場合はどうなるのでしょうか。

この場合は、まず未手続期間の保険料を2年間に遡って徴収します。他に、次のようなペナルティがあります。

### (2) 保険給付額が徴収される

①労働基準監督署から労災保険加入の指導を受けていたにも拘らず、加入しなかった場合の労働災害および通勤災害は、労働者に支払われた保険給付の全額（注参照）を事業主から徴収します。

（例えば賃金日額 1 万円＝月給 30 万円の従業員が、労災事故で死亡した場合は 1,000 万円の遺族補償一時金が支払われ、この全額が事業主から徴収されます。）

②労働基準監督署から指導を受ける前の、未加入中の労働災害および通勤災害は、

労働者に支払われた保険給付の4割（注参照）を事業主から徴収

【注】療養開始後、3年間に支給されてものに限る。また、療養（補償）給付及び介護（補償）給付は除く。

## 労災かくしは犯罪行為として送検

「労災かくし」とは、その名のとおり労災事故が起こったのに、労働基準監督署へその旨を申告しなかったことをいいます。

また、建設業などでは、親会社や元請などへの遠慮から往々にして虚偽の労災申告を行うことがあります。これらの虚偽申告も、労災事故を申告しなかったことと同様に「労災かくし」となります。

事業所等の「労災かくし」による検察庁への送検件数が、最近では年140件ほどあります。平成10年は79件でしたから、この10年間で倍近くに増加したことになります。近年、労働基準監督署などで労災かくしに厳しく対応していることが数字に現れているようです。

## 未加入事業所は大きなリスクを背負う

一般的に労働保険料（労災保険・雇用保険）は、社会保険料（健康保険・厚生年金保険）と違って、その額は大きいものではありません。

もし、労災保険に未加入のまま労災事故や通勤災害が起こったら、小さな節約をしたつもりでも、結果として大きな負担を背負うこととなります。

**●個別労働紛争相談件数が過去最多**

厚生労働省は、2011年度に全国の総合労働相談コーナーに寄せられた労働相談件数が110万9,454件（前年度比1.8%減）で、そのうち「個別労働紛争解決制度」に基づくものは25万6,343件（同3.8%増）で過去最多となったと発表した。相談内容は、「解雇」（18.9%）、「いじめ・嫌がらせ」（15.1%）が上位を占めた。（5月29日）

**●完全失業率が4.6%に悪化**

総務省が4月の完全失業率を発表し、4.6%（前月比0.1ポイント悪化）となったことがわかった。また、厚生労働省が発表した同月の有効求人倍率は0.79倍（同0.03ポイント上昇）だった。（5月29日）

**●雇用調整助成金の縮小を検討 政府**

政府が、休業手当の一部を助成する「雇用調整助成金」について、縮小する方向で検討に入ったことがわかった。景気がやや持ち直しているため、転職等の人材流動化を促し、経済活性化につなげたい考え。景気回復基調が確認できれば年内にも実施の方針。（5月29日）

**●不正会計防止のため「監査基準」見直し**

金融庁は、オリンパスや大王製紙などの企業会計に絡む不祥事を受け、公認会計士が遵守すべき「監査基準」を見直す方針を示した。監視体制の整備や監査法人交代の際の引継ぎルールなどの変更を検討する。今後1年程度議論し、2013年度中の適用を目指すとしている。（5月24日）

**●障害者の雇用 50人以上企業も対象へ**

厚生労働省は、民間企業における障害者雇用率について、来年4月より、現行の「1.8%」から「2.0%」に引き上げ、義務付け対象企業の規模を「56人以上」から「50人以上」に拡大する方針を明らかにした。増加傾向にある障害者雇用をさらに促すことがねらいで、雇用率の引上げは15年ぶりとなる。（5月23日）

**●「就活失敗」自殺者 4年で2.5倍に**

就職活動が原因で自殺したとみられる10～20歳代の若者は、2011年に150人（うち学生は52人）だったことが、警察庁の調査で明らかになった。2007年の自殺者数と比較すると2.5倍に増えており、その多くを男性が占めている。（5月8日）

**●「年金記録の確認経験あり」67.4%**

厚生労働省が「公的年金加入状況調査」（2010年時点）の結果を発表し、「過去3年程度の間自分の年金記録を確認したことがある」という20歳以上の人は67.4%だったことがわかった。確認の手段としては約8割が「ねんきん定期便」などを活用していた。（5月2日）

**●所定内給与が3年11カ月ぶりに増加**

厚生労働省が3月の「毎月勤労統計調査」の結果を発表し、基本給や家族手当などを含む労働者1人あたりの「所定内給与」が24万4,778円（前年同月比0.7%増）だったことがわかった。昨年3月の震災による落込みの反動で、3年11カ月ぶりに増加となった。（5月2日）